汨

# 福岡県公報

平成28年9月23日 第 3 8 2 9 号

(中小企業振興課) ……4

(警察本部生活保安課) ……4

(都市計画課) ……4

(都市計画課) ……4

目 次 **示** (第703号·第704号) ○道路の区域の変更 (道路維持課) ………1 (青 少 年 課) …………1 ○青少年に有害な図書類の指定 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……2 ○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……2 ○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……2 ○土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) ……3 ○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) ……3 ○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

	上整備 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	-1-	旧光	直方	前	直方市大字植木29番1先 から 直方市大字植木310番1 先まで	9.3 ~ 24.0	101.8
直	方	県道	宗像	後	直方市大字植木29番1先 から 直方市大字植木310番1 先まで	12.7 ~ 29.4	101.8

#### 福岡県告示第704号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由	
図書	1	実話時代10月号	雑誌15183 - 10	三和出版株式会社	青少年の残虐性を 著しく助長し、又 は青少年の非行を 誘発し、若しくは	
図書	2	実話ドキュメント 10月号	雑誌15115 - 10	マイウェイ出版株 式会社	助長し、その健全 な育成を阻害する おそれがある。	

福岡県告示第703号

○都市計画の図書の写しの縦覧

○都市計画の図書の写しの縦覧

○警備員指導教育責任者講習の実施

示

公安委員会

E期発行日 毎週火金曜日発行]〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7-作成]〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1-作成]〒812-0023

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

## 公 告

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日 平成28年8月31日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 イオンモール大牟田
- (2) 所在地 大牟田市岬町3番4 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

変更前	変更後
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
_	ブリヂストンリテールジャパン株式会社 代表取締役

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

変更前	変更後		
イオン九州株式会社	イオン九州株式会社		
代表取締役 柴田 祐司	代表取締役 柴田 祐司		
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号		
他77社	他75社		

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日 平成28年8月31日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 グッデイ太宰府店
- (2) 所在地 太宰府市高雄一丁目3671番1 外
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
嘉穂無線株式会社	午前9時00分~ 午後7時00分	午前7時00分~ 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後	
午前8時30分~午後7時30分	午前6時30分~午後10時30分	

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月31日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 グッデイ大牟田店
- (2) 所在地 大牟田市大字三池字竹原444番4 外
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
嘉穂無線株式会社	午前9時00分~ 午後7時00分	午前7時00分~ 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後	
午前8時30分~午後7時30分	午前6時30分~午後10時30分	

#### 公告

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日	
高田土地改良区	平成28年9月12日	

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月31日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ゆめタウン行橋
- (2) 所在地 行橋市西宮三丁目125番1 外
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後		
位置	収容台数	位置	収容台数	
第1駐車場	182台	第1駐車場	189台	
第2駐車場	93台	第2駐車場	89台	
第3駐車場	168台	第3駐車場	180台	
第4駐車場	551台	第4駐車場	559台	
第5駐車場	563台	第5駐車場	564台	
第6駐車場	151台	第6駐車場	変更なし	
第7駐車場	159台	第7駐車場	_	
合計	1,867台	合計	1,732台	

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後	
出入口の数	出入口の数	
8	6	

※第7駐車場閉鎖に伴う出入口の減少

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月26日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ドラッグストアモリ福間店・日蒔野複合店舗
- (2) 所在地 福津市日蒔野五丁目4-9 外
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後		
位置	面積	位置		面積
荷さばき施設No.1 A棟南側	50.0 m²	荷さばき施設No.1	A棟南側	50.0 m²
荷さばき施設No.2 B棟北側	17.5m²	荷さばき施設No. 2	B棟南側	17.5m²
合計	67.5m²	合計		67.5m²

※荷さばき施設No.2の位置のみ変更。

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後			
位置	面積	位置	面積		
廃棄物等保管施設No. 1 A棟南側	9.50 m³	廃棄物等保管施設No.1 A棟南側	10.43 m³		

廃棄物等保管施設No.2 B棟東側	3.56 m³	廃棄物等保管施設No. 2 建物敷地東側	3.06 m³
合計	13.06 m³	合計	13.49m³

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画地区計画の変更(平成28年9月5日福岡市告示第283号)

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月23日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画市場の変更(平成28年9月5日福岡市告示第286号)

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会告示第260号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成28年9月23日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

- 2 講習の種別、期日、時間及び場所
- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に 規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等 」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」と いう。)

講	習	期	目		講	習	時	間		講	習	場	所
	司年11	月15日( 月22日(	,	午前9 5日 終日 の で が を が る	の講習 講習は 午後1	は午後  午後 C	後4時3 時10分	5分まで うまでと	で、最	三丁	州市門。 目9番 警備員。	1 号福	岡県

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条 例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)につ いては、休講とする。

(2) 追加取得講習

講	習	期	目		講	習	時	間	講	習	場	所
から	28年11 同年11 の間	· ·	(, • ,	最終日	の講習とし、	につい その後	っては、 午後1	持35分まで( 午後 0 時10 時00分から	三丁	州市門 目9番 警備員	1 号福	岡県

#### 3 受講定員

(1) 新規取得講習

6名

(2) 追加取得講習

6名

- 4 受講対象者
- (1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該

警備業務」という。) に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格 者証の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が 通算して3年以上の者

- 5 受講申込手続等
- (1) 事前(電話)受付期間

平成28年10月3日(月)から同年10月5日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受講申込手続期間

事前(電話)申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

- (3) 受講申込手続場所 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
- (4) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書 (講習規則別記様式第1号)

- ※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写 真を貼付すること。
- (イ) 添付すべき書類
  - a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等 という。)
  - b 履歴書
- イ 追加取得講習
- (ア) 当該講習以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し
- (イ) 前記5(4)に掲げる書面
- (5) 講習受講手数料

2

#### ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10.000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

#### (6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記 5(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前 (電話) 申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記 5(2)のとおり、 事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時00分から午後 5 時00分までの間 (正午から午後 1 時00分までの間を除く。) に、受付場所である福岡県警察警備 員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記 5(4)に掲げる必 要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。
  - ※ 書類持参以外の方法 (郵送等) による申込みは、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記 5(2)の受講申込手続期間内(2 日間)に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効 とする。
- エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 講習最終日に修了考査(5枝択一式で、新規取得講習については40間、追加取得 講習については14間)を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。) した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず 持参すること。

また、新規取得講習については、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装(靴)を用意すること。

- (2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。